

障がいのある人が介護保険制度を利用する際の留意点

■介護保険と障がい福祉の適用関係

介護保険制度の適用により、原則として、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがあれば、介護保険サービスを優先して利用することになりますが、障がいのある人の状況を十分に考慮した上で、障がい福祉サービスを利用することが必要であれば、利用できる場合もありますので、利用者、事業所の方は障がい福祉サービスの支給決定を行う市町村に確認してください。

■【共生型サービス】について

高齢者、障がいのある人、障がいのある子どもが共に利用できる【共生型サービス】というものがあります。

平成30年度から介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、他の2つの法に規定のある当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくなっています。

これにより、例えば共生型サービスの指定を受けた事業所において障がい福祉サービスを利用する人が、介護保険制度適用により、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、引き続き同じ事業所からサービスを利用できるようになります。

■新高額障害福祉サービス等給付費について

65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス（注1）を利用した人には、介護保険移行後に利用した、これらに相当する介護保険サービス（注2）の平成30年4月1日以降の利用者負担が償還されます。（申請が必要となります。）

○対象者：下記内容をすべて満たす人

- ・ 65歳に達する日前5年間にわたり、特定の障がい福祉サービスの支給決定をうけており、介護保険移行後に、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。
- ・ 利用者とその配偶者が、65歳に達する日の前日が属する年度において市町村民税非課税または生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際も市町村民税非課税または生活保護世帯に該当すること。
- ・ 65歳に達する日の前日において、障がい者支援区分が区分2以上であったこと。
- ・ 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと。

※対象者の条件、詳細については、市町村に確認してください。

（注1）・・・居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

（注2）・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは含まれません。）

詳細は市町村の担当窓口へお問い合わせください